

《研究ノート》

COVID-19流行下における
ソーシャルワーク実習の模索①

～学内代替実習の検討プロセスに着目して～

鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科

茶屋道 拓哉・山下 利恵子・有村 玲香・大山 朝子・高橋 信行

COVID-19流行下における ソーシャルワーク実習の模索① ～学内代替実習の検討プロセスに着目して～

鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科

茶屋道 拓哉・山下 利恵子・有村 玲香・大山 朝子・高橋 信行

和文抄録：本研究は2020年度における鹿児島国際大学福祉社会学部のソーシャルワーク実習（社会福祉士養成課程）を素材に、COVID-19流行下における①ソーシャルワーク実習を学内代替実習へと切り替えるプロセス、②学内代替実習プログラムの検討プロセスについて精査を行った。限られた時間の中で学内代替実習の形をどのように模索し、現実的判断を行うことができたのかについて時系列に出来事や資料を整理することで振り返りを行った。また、学内代替実習のプログラミングを可能にした諸条件として、①本学社会福祉学科及びソーシャルワーカー養成教育の歴史の重なりによる多様な人材、②既存のネットワーク（専門職団体・教員の保有するネットワーク）との有機的連携、③実習プログラミングをサポートする既存の体制の3点が整理された。

キーワード：社会福祉士、代替実習、実習プログラミング、検討プロセス、COVID-19

はじめに

2019年12月以降、世界各地で新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の感染者が確認され、わが国でも2020年に入り感染者が確認された。感染者数（PCR検査による陽性者数）は増加の一途をたどり、同年3月11日にWHO（世界保健機関）はパンデミック（世界的流行）相当との宣言を行った。

その後、わが国では「全国の小中学校と高校、特別支援学校における臨時休校」や「東京オリンピック・パラリンピックの1年程度延期」、「政府による緊急事態宣言の発表」、「新しい生活様式」といった政府方針が示された。まさに「コロナ禍」における様々な情報や指示が飛び交う中、国民はウイルスの恐怖にとどまらず社会全体の機能変化や出口の見えない不安と隣り合わせの生活を強いられている。そのような状況下で、各大学をはじめとした高等教育機関では保健医療福祉の専門職養成を行わなければならない状況に直面した。鹿児島国際大学（以下、本学）においても同じように困難さを抱える中で社会福祉士の養成を継続している。

本学も加盟している日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020a）は、2020（令和2）年4月3日付で「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」と題した会長声明を公表し、「2020年6月末まで実習先となる社会福祉施設・医療機関等の実習受入れに関する意向にかかわらず、学生の実習実施を見合わせる事」の依頼を会員校に行った。さらに、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020b・2020c）は2020（令和2）年5月と7月に「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等」2回にわたる緊急調査の結果を公表している。

この第2次緊急調査結果（日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020c））によれば、「学校及び養成課程の現

時点の課題」として最上位に挙げられていたのが「実習／実習代替の実施方針の検討」（67％）であり、このほかにも「実習の代替方法の検討」（54％）と実習に係る課題が上位に位置している。また、2020年度の「実習／実習代替の実施方針の内容」については、「すべて実習で実習する」が40％、「一部実習で、一部を実習代替プログラムで実施」が19％、「実習を行う方針だが、第2波等に備え、実習代替プログラムの検討を行っている」が19％、「実習の時期や規模は未定のところがあるが、できる限り実習で行う方針である」が16％、「すべて実習代替プログラムで実施する」は8％、「その他」が1％であった。さらに、2020年度の実習の実施時期について、「すべて実習」と回答した学校のうち、「予定通りの時期に、実習を実施する」が69％、「実習施設・機関の状況に合わせて個別に時期を調整する」が36％、「年度内、秋にずらして、実習を実施する」は29％、「年度内、夏にずらして、実習を実施する」が27％、「年度内、冬にずらして、実習を実施する」が10％、「実習の実施時期は当初予定より分散して実施する」が9％、「年度内、来春にずらして、実習を実施する」が7％、「来年度以降へ時期をずらして、実習を実施する」が5％、「その他」が1％であった。

本学に限らず多くの大学や専門学校といった養成校が「初めて・流動的な状況」の中で、どのようにカリキュラムを維持し、特に「実習」をコーディネートしていくことに苦心したと考える。また、実習を受け入れた側も様々な工夫や対策が行われたのは想像に易い。そのような意味において、2020（令和2）年度のソーシャルワーク実習は各養成校の保有していたネットワークやチームワーク、知恵と工夫が重ねられたものである。本学では2020（令和2）年度のソーシャルワーク実習について全面的に学内代替実習（以下、代替実習という）とする判断を行った。今後、COVID-19の流行が長く続くことや新たな災害リスクなども想定されることから、その取り組みを精査する価値があるものと考え、本研究を行うこととした。

1. 本研究の目的と方法

ソーシャルワーク実習はこれから社会福祉士（ソーシャルワーカー）になっていくプロセスの中で、非常に重要な位置を占める。本学の場合、通常であれば5週間の実習（約23日の指定施設での実習、教員による期間中2～3回の巡回スーパービジョン、2日の帰学指導を含む）が行われる。配属実習先は、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設、福祉事務所、社会福祉協議会、医療機関であり、分野ごとの事前学習（ソーシャルワーク実習指導）を行ったうえで、配属される。ソーシャルワーク実習では地域で活動する実習指導者（社会福祉士）の動きをライブで見る、真似をする（観察する・模倣する）、当事者の地域生活上の課題を地域で共に考え、寄り添う（実習生としての自分を試す）、人々の生活の営みがある地域をソーシャルワークの視点で見つめる（地域アセスメント）といった機会が設けられる。しかし、こういった取り組みについて限りなく制限されることが予想される中で、まさに手探りで、ジレンマを抱えながら「現場に配属しない形での実習＝代替実習」のプログラミングがされていった。今後、COVID-19に限らず、様々なリスクを想定しながらソーシャルワーク実習を検討していく必要性が発生している状況に鑑み、本学における今回の取り組み・代替実習プログラミングを「検討のたたき台」として継続的なプログラム検討の材料に資することを目的とした。そこで、本研究は2020年度における鹿児島国際大学福祉社会学部のソーシャルワーク実習（社会福祉士養成課程）を素材に、COVID-19流行下における①ソーシャルワーク実習を学内代替実習へと切り替えるプロセス、②学内代替実習プログラムの検討プロセスについて精査を行う。

2. COVID-19の流行状況とソーシャルワーク実習実施に係る検討のプロセス

今回のCOVID-19流行の状況と本学における実習プログラムの検討プロセスについて、時系列にまとめる（表1）。

表1 COVID-19の流行状況と本学におけるソーシャルワーク実習の検討プロセス

日時(2020年)	全国※1・鹿児島県※2の状況	本学における全学的な対応/関連団体等の情報/社会福祉士養成課程における検討状況
1月6日	中国武漢で原因不明の肺炎 厚労省が注意喚起	
1月14日	WHO 新型コロナウイルスを確認	
1月16日	日本国内で初めて感染確認 武漢に渡航した中国籍の男性	
1月30日	WHO「国際的な緊急事態」を宣言	
2月3日	乗客の感染が確認されたクルーズ船 横浜港に入港	
2月13日	国内で初めて感染者死亡 神奈川県に住む80代女性	
2月27日	安倍首相 全国すべての小中高校に臨時休校要請の考え公表	
2月28日		文部科学省・厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」
3月9日	専門家会議「3条件重なり避けて」と呼びかけ	
3月24日	東京五輪・パラリンピック 1年程度延期に	
3月26日	鹿児島県で初の感染者を確認	
3月30日		鹿児島国際大学「課外活動・サークル活動の禁止について」
4月1日		鹿児島国際大学「令和2年度入学式の中止及びオリエンテーション資料等の配付について」 鹿児島国際大学「【学生用】新型コロナウイルスへの対応について（第1版）」 鹿児島国際大学「【教職員用】新型コロナウイルスへの対応について（第1版）」 令和2年度：第1回社会福祉士課程会議の開催 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事前ボランティア中止 ・感染症防止対策を盛り込んだ「ソーシャルワーク実習の手引き」について検討
4月3日		日本ソーシャルワーク教育学校連盟「新型コロナウイルス感染症拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて【会長声明】」
4月7日	7都府県に緊急事態宣言「人の接触 最低7割極力8割削減を」	
4月8日		鹿児島国際大学「【学生用】新型コロナウイルスへの対応について（第2版）」
4月9日		令和2年度：第2回社会福祉士課程会議 ・実習を実施する方向性を確認 ・6月26日開催予定の実習事前協議会の開催延期を決定 ・令和2年度における実習関係予算の再確認（代替プログラムを見据えて） ・実習受け入れ中止となった実習生の再配属を検討
4月11日	国内の感染者 1日の人数としてはこれまでで最多の700人超	
4月16日	「緊急事態宣言」全国に拡大 13都道府県は「特定警戒都道府県」に	鹿児島国際大学「【学生用】新型コロナウイルスへの対応について（第3版）」 鹿児島国際大学「【教職員用】新型コロナウイルスへの対応について（第2版）」
4月17日		鹿児島国際大学「【学生用】新型コロナウイルスへの対応について（第4版）」 鹿児島国際大学「【教職員用】新型コロナウイルスへの対応について（第3版）」 鹿児島国際大学「新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」の発出に伴う全学休講等について」
5月4日	政府「緊急事態宣言」5月31日まで延長	
5月6日		鹿児島国際大学「「緊急事態宣言」の延長等に伴う本学の対応について」
5月11日		令和2年度：第3回社会福祉士課程会議 ・実習については全分野で統一し、「中止」を第1の選択肢とすることを確認
5月7日	国内の感染者 1日の人数が100人下回る	
5月14日	政府 緊急事態宣言 39県で解除 8都道府県は継続	
5月15日		鹿児島国際大学「「緊急事態宣言」の解除に伴う本学の対応について」
5月20日	夏の全国高校野球 戦後初の中止決定	
5月21日	緊急事態宣言 関西は解除 首都圏と北海道は継続	
5月25日	緊急事態の解除宣言 約1か月半ぶりに全国で解除	
6月2日	初の「東京アラート」都民に警戒呼びかけ	
6月8日	世界の感染者 24時間で最多の13万6000人	令和2年度：第4回社会福祉士課程会議 ・SW実習を予定通りの期間で実施することを確認（今後の情勢の注視） ・学内での事前学習再スタートに向けた協議（「SW実習関係書類記入説明会」、「SW実習事前協議会」の実施を確認） ・感染症に対応した学生保険の見直しを検討
6月9日		鹿児島国際大学「【学生用】新型コロナウイルスへの対応について（第5版）」 鹿児島国際大学「【教職員用】新型コロナウイルスへの対応について（第4版）」
6月19日	都道府県またぐ移動の自粛要請 全国で緩和	鹿児島国際大学「【学生用】新型コロナウイルスへの対応について（第6版）」 鹿児島国際大学「【教職員用】新型コロナウイルスへの対応について（第5版）」
6月23日		
6月28日	世界の感染者 1000万人を超える	
6月29日	世界の死者50万人を超える	
7月1日	鹿児島市内の飲食店でクラスター発生	
7月2日	東京都 107人の感染確認 100人超は2か月ぶり	
7月4日		鹿児島国際大学「鹿児島県内の新たな新型コロナウイルス集団感染を受けての注意喚起」
7月3日	国内の1日の感染者 2か月ぶりに200人を超える	
7月6日	鹿児島県内100例目の感染者	令和2年度：第5回社会福祉士課程会議 ・学外実習を中止し、学内代替実習を実施することを確認 ・実習事前協議会は中止することを確認 ・クラスの再構築とプログラムに関する大枠の提示
7月9日	東京都 224人の感染確認 200人超は約3か月ぶり	
7月10日	国内の1日の感染者 300人を超える 5月2日以来	
7月10日	国内の1日の感染者 400人を超える 4月24日以来	
7月13日	WHO「多くの国が誤った方向に」事態悪化を警告	令和2年度：第6回社会福祉士課程会議 ・代替実習プログラムの確認、外部ゲスト講師調整状況の確認
7月18日	世界の死者 60万人を超える	
7月22日	「Go Toトラベル」キャンペーン始まる	
7月23日	国内の1日の感染者 795人 過去最多 東京都 366人感染確認 過去最多 鹿児島市内の介護事業所で県内2例目クラスター認定	
7月27日	WHO「パンデミックは加速し続けている」	
7月28日	国内の死者 1000人を超える（クルーズ船除く）	
7月29日	国内の1日の感染者 1000人超 岩手で初確認	
7月31日	鹿児島市内の高齢者施設でクラスター発生	
7月31日	与論町における感染拡大・クラスター認定	
8月4日		鹿児島国際大学「【学生用】新型コロナウイルスへの対応について（第7版）」 鹿児島国際大学「【教職員用】新型コロナウイルスへの対応について（第6版）」
8月6日		令和2年度：第7回社会福祉士課程会議 ・代替実習プログラムの確認と実施にあたっての注意事項の協議 学内代替実習開始日
8月10日		
8月15日	指宿市内の病院で感染拡大・クラスター発生	
9月10日		学内代替実習終了日

※1 全国に係る状況については、NHKによる特設サイト「新型コロナウイルス」（時系列ニュース）における主な出来事の特集ボックスを利用した。

※2 鹿児島県内の状況については、鹿児島県内のホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」やMBCによる特設サイト「新型コロナウイルス」の特集ボックスをもとに作成した。

先にも触れたが、2020（令和2）年がスタートした当初、国内では首都圏を中心に感染者が増え始め、同年2月末には「全国の小中学校と高校、特別支援学校における臨時休校」の方針が示され、同年3月末には「東京オリンピック・パラリンピックの1年程度延期」が発表された。社会福祉士等の養成については、文部科学省・厚生労働省事務連絡として、2020（令和2）年2月28日付で「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」が示された。そこでは、「（3）学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと」と示された。一方、鹿児島県ではまだ感染者が少なく、ここまで述べたような情報の共有を行いながらも、社会福祉士課程では可能な限り実習生の学びの機会を保障する観点から配属実習を検討していたのが2019年度末から2020年度にかけての状況であった。

だが、2020（令和2）年度に入り、先に示した日本ソーシャルワーク教育学校連盟の会長声明を受けて、再検討をすることとなった。ここから、本格的に感染症対策についての協議や実習先との情報交換などが始まった。一方で、同年の5月～6月は、国の緊急事態宣言による一時的な感染者数の減少などもあって「状況を注視しながらもソーシャルワーク実習を予定通り行う事」を社会福祉士課程で確認し、学生とも事前学習や実習事前協議会に向けた準備を再スタートした時期であった。

しかし、7月上旬、鹿児島県内で集団感染（いわゆるクラスター）が発生し、わずか数日のうちに100名を超え、感染者は鹿児島県内各地に及んだ。配属実習先となっている医療機関や高齢者施設を中心に「実習に関する問い合わせ」や「実習受け入れ辞退」についての連絡が集中した。その後も鹿児島県内では福祉施設等でクラスターが発生している。このような状況下で、社会福祉士課程では、2020（令和2）年7月6日の社会福祉士課程会議にて、すべてのソーシャルワーク実習を中止し、学内代替実習を行うことを決断した。その後約2週間でおおまかな代替実習プログラムの原案作成、外部ゲスト講師への連絡調整を済ませてプログラミングを行い、学生へ周知する体制を整えたことになる。

3. 学内代替実習のプログラミングについて

1) 学内代替実習におけるグルーピング（既存グループの再構築）

従来は、社会福祉協議会（1グループ）、福祉事務所（1グループ）、障害者福祉施設（2グループ）、高齢者福祉施設（2グループ）、児童福祉施設（1グループ）、医療機関（1グループ）、であった（表2）。しかし、現実的なスタッフ数（専任教員・非常勤講師）や教室の確保、ゲスト講師数を鑑み、Aグループ（社会福祉協議会）、Bグループ（障害者福祉施設）、Cグループ（福祉事務所・高齢者福祉施設）、Dグループ（医療機関、児童福祉施設）の4グループとして再構築を行った（表3）。どのグループもソーシャルワーク演習等における厚生労働省の指針（1グループ20名以内）、並びに緊急時に専任教員が対応可能な形をとっている。

表2 ソーシャルワーク実習におけるグルーピング (当初)

種別	担当教員の別	実習生数
社会福祉協議会	専任教員	10
福祉事務所	専任教員	2
障害者福祉施設A	専任教員	10
障害者福祉施設B	非常勤講師	8
高齢者福祉施設A	非常勤講師	8
高齢者福祉施設B	非常勤講師	9
児童福祉施設	専任教員	3
医療機関	専任教員・非常勤講師	15

表3 代替実習実施にあたってのグルーピング

グループ名	種別	担当教員の別	実習生数
Aグループ	社会福祉協議会	専任教員	10
Bグループ	障害者福祉施設A	専任教員+非常勤講師	18
	障害者福祉施設B		
Cグループ	高齢者福祉施設A	専任教員+非常勤講師	19
	高齢者福祉施設B		
	福祉事務所		
Dグループ	児童福祉施設	専任教員+非常勤講師	18
	医療機関		

2) 学内代替実習の時間と期間、実習担当者、プログラム内容 (マトリクスの作成)

学内代替実習を行うにあたり、実習生に改めて提示したものとして鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科社会福祉士課程(2020)『令和2(2020)年度 ソーシャルワーク学内代替実習について』がある。この中で「学内代替実習の基本的な考え方」を明示し、「時間数・教育内容等は本来の現場実習と最大限相違ない形で実施する」という方針のもと、期間と時間の設定を行った。法(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)で定める「180時間」をクリアするため、23日間の期間を設定した(1日8時間×23日間=184時間)。また、1日の実習時間を8時間(1時間の休憩を除く)とし、毎日の最後の時間帯に「記録」と「スーパービジョン」を設定している。

学内代替実習担当者は「ソーシャルワーク実習担当教員」要件を持つ者(専任教員5名・非常勤講師4名、合計9名)で対応することとした。さらに、学内代替実習担当者による監督下、外部ゲスト講師を招聘する場合においては「ソーシャルワーク実習指導者要件」を持つものを中心としながらも、ソーシャルワーカーに限らず、地域で特徴のある取り組みを行っている様々な職種(医師、看護師や栄養士など他職種、当事者など)を招聘することで、学びがいのある豊かな学内代替実習プログラムを構築するようにした。

学内代替実習のプログラミングにあたっては、あくまでも現場実習の「代替」とすることを心がけた。また、具体的な実習プログラムについては各グループでの内容を重視しつつ、共通で学ぶべき内容や専門性を深めるためのプログラムを意識することで、従来から言われている「職場実習」、「職種実習」、「ソーシャルワーク実習」の展開を意識した内容とすることができた。

一方、実習を構成する5者(実習生、実習指導者、実習担当教員、当事者、地域)のうち、「当事者や地域」を学内代替実習に招聘することには多くの困難があった。様々なアイデアを持って「当事者から学ぶ」ためのプログラミングを行い、提案することを試みたものの、多くの福祉サービス事業者において、このコロナ禍において当事者ととも大学へお越しいただき、学びを深める、彼らの生の声に耳を傾けるということは限りなく困難であった。

なお、今回構築されたソーシャルワーク実習(学内代替実習)上のいくつかのプログラムについては、同時期に行われていた精神保健福祉援助実習の学内代替実習としてもオープンにすることで、「ソーシャルワークを学ぶ」という相互の共通項に基づいた取り組みを試行的に行うこととした。これは、2021(令和3)年度以降スタートする社会福祉士及び精神保健福祉士の新カリキュラムにおいて、それぞれの実習の科目名が「ソーシャルワーク実習」あるいは「ソーシャルワーク実習(精神)」として「ソーシャルワーク」を基軸として学びの共通項目が作られていることを背景としている。

4. 学内代替実習プログラミングが可能となった諸条件

1) 本学社会福祉学科及びソーシャルワーカー養成教育の歴史の重なりによる多様な人材

本学の社会福祉学科は、1982（昭和57）年4月に「旧：社会学部社会福祉学科」として創設されている。社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）制定前の設置であり、全国に福祉系大学が増設されていくよりも早い段階で地域ニーズに対応する人材を輩出してきた。このような歴史的背景と豊富な人材（施設長等管理職クラス、専門職団体の長、中堅ソーシャルワーカー、多様な分野で活躍する人材）の献身的な協力によって今回の代替実習プログラミングが可能であったと考える。

また、ソーシャルワーカー養成教育の歴史の中で、例えば社会福祉士養成課程における教育内容の見直しは複数回行われてきた。その中でも、厚生労働省（2007）による平成19年度の「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」では、実習指導者の要件が厳格化され、実務経験に加えて、「実習指導者講習会」の受講が要件となった。これにより、実習指導者は「どのようなソーシャルワーク実習が展開されるべきか」について、例えば「実習プログラミング」「実習マネジメント」「実習スーパービジョン」といった事項について理解を深めているという点でソーシャルワーク実習における教員側との「共通認識」が一定水準以上担保されていたことも大きく影響していると考えられる。

2) 既存のネットワーク（専門職団体・教員の保有するネットワーク）との有機的連携

先に述べたように、社会福祉学科の歴史や伝統によって輩出してきた人材が、鹿児島県社会福祉士会・鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会・鹿児島県精神保健福祉士協会といった専門職団体に加入し、また本学の教員も国家資格の有無にかかわらず専門職団体と協力・協働関係を築いてきた。それは、大学と専門職やその団体が「養成教育を共有する」感覚（例えば、専門職に「なるまで（養成教育）」と「なってから（卒後教育）」について、ゆるやかに現場の専門職と大学教員がサポートしあう体制がつくられてきたことによる）を相互に持ち得ていた結果でもあるといえる。

また、専門職団体にかかわらず、教員が日ごろから行っているフィールドワーク活動によって培われたネットワークやアイデアとの積極的な連結も効果的であったと考える。「どのような人材が地域にいるか」、「どのような学びの提供が可能か」などといった既知の情報と「この機会だからこそ提供できるソーシャルワークに関する学び」、「既存の枠にとらわれない柔軟な発想」などとの重なり合いによってプログラミングされた。

さらに、本学の社会福祉士養成課程はいわゆる「実習・演習」の担当教員に非常勤講師が活用されている。日ごろから地域活動を行っているソーシャルワーカーが非常勤講師として養成教育プログラムに参加し、協働体制が存在したことが地域でのソーシャルワーク活動と代替実習をつなぐ基盤となったと考えられる。

3) 実習プログラミングをサポートする既存の体制

学内代替実習をプログラミングするために、学内外との連絡調整業務を中心に業務量が増大した。その中でも、実習に係る当初予算を柔軟に運用すべく行われた精査や予算の再構築、実習指導者を中心とした外部ゲスト講師との調整、学内の関係部署との調整など、特に本学実習支援課をはじめとした既存の組織のサポートにより対応していくことでプログラミングが可能となった。

おわりに

本学では学生を集合させることを前提に学内代替実習をプログラミングしたが、今後COVID-19の再流行や様々なリスクを想定した場合、同時双方向型のオンライン教育に向けた体制の強化も課題といえる。また、状況に応じては外部からの実習指導者（ゲスト講師）の参画が困難になる場合も出てくる。実際に表4に示した

ように、本学への出講がかなわず、所属組織からのオンラインでの指導もあった。こういった実習指導者（ゲスト講師）側の体制整備に対するサポートも忘れてはならない視点である。

また、学内代替実習のプログラミング段階において、「当事者」や「地域」にもっと積極的に関与していただくことができなかつたのか、検討の余地がある。代替実習プログラミング段階で「施設種別ごとのクラス分け」、「分野を意識したゲストスピーカー」を検討していたため、偏ってしまった事実は否めない。「当事者」を広義にとらえ、例えば「家族会の構成者」など当事者の「ケアラー」としての役割を担い、当事者の傍らでともに生活し、生きづらさを共有している方々の招聘を行うことも考えられた。また、分野別の実習では出会うことが比較的少ない「生きづらさを抱える多様な当事者（例：LGBTIQの当事者、不登校・引きこもり経験者など）」を招聘することは可能ではなかつたかと考える。

謝辞

今回のソーシャルワーク学内代替実習を計画するにあたって、ご協力いただいた専門職団体、実習指導者、専門職、法人や施設の運営管理者、非常勤講師各位、実習支援課を中心とした本学のスタッフに心より感謝申し上げます。

付記

本稿は、2020（令和2）年度における鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科におけるソーシャルワーク実習（学内代替実習）実施に向けた検討プロセスを焦点とし、振り返りと一定の評価を行ったものである。学内代替実習そのものに対する考察は、次稿「COVID-19流行下におけるソーシャルワーク実習の模索②～学内代替実習に対する一定の評価～」で行いたい。

【引用・参考文献】

- 一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会編（2016）『精神保健福祉士の養成教育論－その展開と未来』中央法規。
- 井手英策ほか（2019）『ソーシャルワーカー－「身近」を革命する人たち』筑摩書房。
- 鹿児島国際大学（2020）「新型コロナウイルスへの対応について〔第7版〕」2020年8月4日。 https://www.iuk.ac.jp/burger_editor/burger_editor/dl/129_44CU5a2m55Sf55So44CV5paw5Z6L44Kz44Ot44OK44Km44Kk44Or44K544G444Gu5a__5b_c44Gr44Gk44GE44Gm44CU56ysN_eJiOOAITwMDgwNA-D-.pdf（最終アクセス日：2020年8月12日）
- 鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科社会福祉士課程（2020）「学内代替実習の基本的な考え方」『令和2（2020）年度 ソーシャルワーク学内代替実習について』2020年7月。
- 厚生労働省（2007）「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei01.pdf>（最終アクセス2020年9月13日）
- 後藤広史ほか（2017）『ソーシャルワーカーのソダチ』生活書院。
- 鶴幸一郎ほか（2019）『福祉は誰のために－ソーシャルワークの未来図』へるす出版新書。
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020a）「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて（会長声明）」2020年4月3日。 http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200403jaswe_kaicho_seimei.pdf（最終アクセス2020年8月12日）
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020b）「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等（第1回緊急調査（単純集計：速報）」2020年5月1日。 http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/1st_corona_tanshu_20200501.pdf（最終アクセス2020年8月12日）
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2020c）「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等（会員校第2次緊急調査結果：速報）」2020年7月25日。 http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/2st_corona_tanshu_20200725.pdf（最終アクセス2020年8月12日）

Searching for field training of the social work under the epidemic of COVID-19(1)

—Focusing on the process of considering alternative training in campus—

Takuya CHAYAMICHI, Rieko YAMASHITA, Reika ARIMURA,
Asako OYAMA, Nobuyuki TAKAHASHI

This research is based on the social work training of the Faculty of Welfare Sociology of The International university of Kagoshima in 2020. Under the COVID-19 epidemic, we scrutinized (1) Process of switching social work training to alternative training in campus, and (2) Process of examining alternative training programs in campus. We looked back on how we were able to explore the form of alternative training in campus and make realistic judgments in a limited amount of time by arranging events and materials in chronological order. In addition, as conditions that enabled programming of alternative training in campus, (1) Diverse human resources due to the overlap of the history of the Department of Social Welfare and social worker training education of the university, and (2) Organic cooperation with existing networks (Network owned by professional organizations and faculty members), (3) Existing system to support field training programming, was organized.

Key Words: Certified Social Worker, Alternative training in campus, Training program, Review process, COVID-19.